

## 一般財団法人鹿児島県社会保険協会会費規程

第1条 一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第17条第2項による会費負担額は、下記のとおりとする。

- 1 全国健康保険協会管掌事業所
- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 事業所平均割年額  | 1,300円 |
| (2) 被保険者平均割年額 | 110円   |
| (3) 加入金       | 500円   |
| (4) その他       |        |

ただし、被保険者数が50名以下の事業所については次の定額制とする。

1名～10名	年額 3,000円
11名～20名	年額 4,200円
21名～30名	年額 5,200円
31名～50名	年額 6,500円

- 2 組合管掌事業所
- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 事業所平均割年額  | 800円 |
| (2) 被保険者平均割年額 | 40円  |
| (3) 加入金       | 500円 |

	被保険者	会費（年額）	加入金 （初回のみ）
全国健康保険協会管掌事業所	1～10名	3,000円	500円
	11～20名	4,200円	
	21～30名	5,200円	
	31～50名	6,500円	
	51名以上	1,300円+（人員×110円）	
健康保険組合	全ての組合	800円+（人員×40円）	

※途中入会は月割りで計算します。（会費は、消費税等の課税対象外です。）

第2条 会員の会費は、毎年1月1日現在の被保険者数により算定し、5月末までに前納するものとする。

- 2 期間途中で会員となるときは、会員となりたる日現在の被保険者数により会費の算定を行い、月割り計算とする。

第3条 会員には、会費納付通知書を送付するものとし、会員は、期日通知を受けた期間内に納入しなければならない。

第4条 会員の退会は、定款第15条の規定に該当したときとする。なお、その場合は既納の会費は返戻しない。

### 附 則

この規程は、平成23年10月3日より施行する。